

日本学生支援機構奨学金
新規採用者向け 説明資料

～『貸与奨学金』および『給付奨学金+入学金・授業料免除』について～

はじめに・・・奨学生としての自覚

★奨学金の申請者は「学生本人」です

(**×**保護者ではありません！)

★奨学金は自分自身の問題です

(必要な手続きをすべて自分自身で行う)

奨学金・免除ともに、各種手続きの時期・締切等はすべて掲示板やWebポータルにてお知らせします。

(※少なくとも、週に1度は必ず確認してください！！)

見逃したことにより、奨学金や免除の支援を受けられなくなったというのは学生自身の責任になります。

1.奨学金・免除担当連絡先

2号館1階学務課

TEL：0533-95-1131

Mail：gakumu@aut.ac.jp

【受付時間：平日 9時～17時まで】

※書類に不備があった場合や、急ぎの連絡の際に、上記の電話番号・メールアドレスから連絡する場合があります。

※不在着信が入っていた場合は必ず折り返し電話をお願いします。入学後に利用できるようになる学籍番号付きのメールは定期的に確認してください。

2.奨学金とは？

1. 「高等教育の修学支援制度」 給付奨学金案内→



- ・『給付奨学金(原則返還不要)』と入学金・授業料免除、両方の支援を受けられる制度です。同じ条件で採用が決定されるため、『給付奨学金』が採用となれば、自動的に授業料免除も受けられることとなります。
- ・対象は、「非課税世帯及びそれに準ずる世帯」ですが、3つある区分のうち、第2、第3区分では非課税世帯でない方も多く採用されています。

※進級が出来なかった場合(留年)は、『支援の打ち切り』となり、再度申請することはできません。

※学業が著しく不良等の場合は、返還が必要となる場合があります。

2. 『日本学生支援機構貸与奨学金』 貸与奨学金案内→



- ・将来、返還の義務がある奨学金です。『第一種奨学金』は無利子、『第二種奨学金』は利子付きです。
- ・「高等教育の修学支援制度」よりも基準が緩やかで、多くの学生が利用しています。

※進級ができなかった場合(留年)は『廃止』となります。

ただし、翌年度進級できるだけの単位数を取得し、翌々年度進級ができた場合は、再度申請することは可能です。

例：2022年 1年生入学

2023年 留年により2回目の1年生→申請不可

2024年 2年生へ進級→申請可

3. 「高等教育の修学支援制度」：支援内容→[給付奨学金案内p.14～15](#)

「高等教育の修学支援制度」とは、『給付奨学金（原則返還不要）』と『入学金・授業料免除』による支援です。家計状況により3つの区分に分かれます。

【支援区分と支援額】

区分	入学金減免額	授業料減免額 (半期)	給付奨学金 (月額)	
			自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	大学：260,000 短大：250,000	大学：350,000 短大：310,000	38,300	75,800
第Ⅱ区分	大学：173,400 短大：166,700	大学：233,400 短大：206,700	25,600	50,600
第Ⅲ区分	大学：86,700 短大：83,300	大学：116,700 短大：103,400	12,800	25,300

※「自宅外通学」は、所定の要件を満たした場合にのみ適用されます。

※「生活保護世帯」や「児童養護施設等から自宅通学する方」の月額是一部異なります。

3. 「高等教育の修学支援制度」 自宅外通学の証明書類について

➡給付奨学金案内p.22

- ・ 『自宅外通学月額』の支援を受けるためには、採用後に自宅外から通学していることを証明できる 『賃貸借契約書』または『入寮許可書』のコピーの提出が必要
※契約日、入居日、契約期間、契約内容等が確認できるもの
- ・ 『賃貸借契約書』を提出する方で、学生本人の名前がどこにも記載されていないまたは契約者(借主)が生計維持者または学生本人のどちらでもない、という方はご相談ください。追加で書類の提出が必要な場合があります。
- ・ 初回振込時には『自宅通学月額』で振り込まれますが、書類審査が終わり次第、さかのぼって『自宅外通学月額』が適用され、書類の提出から約2～3か月後に差額分が振り込まれます。

3. 「高等教育の修学支援制度」：申込資格→給付奨学金案内 p.6~13

以下基準を全て満たすこと！詳細は『給付奨学金案内』で確認ください。

基準	概要	給付奨学金案内ページ
学業成績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校等における評定平均値が3.5以上であること ・ 将来社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲があることが学修計画書等により確認できること ・ 2年生以上は、修得単位数・GPA順位で判断します 	8~10
家計の収入基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族構成等により異なりますので、給付奨学金案内、「進学資金シミュレーター(※1)」等で確認してください ・ マイナンバーにより、2021年の所得に基づく税情報にて審査されます 	
家計の資産基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人、および、生計維持者(※2)の資産額合計が基準額未満であること 	11
その他の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校卒業から大学入学までの期間、外国籍の学生は在留資格等 	6~7、13

(※1)日本学生支援機構が提供する「進学資金シミュレーター」でおおよそのシミュレーションが行えます。→<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

(※2)生計維持者とは、**原則「父母」2名**です(同居/別居、海外赴任・単身赴任、収入の有無を問わない)。離婚による別生計や、死別の場合は、**父または母1名**です。

※事例ごとに誰が生計維持者となるか日本学生支援機構により定められています。下記サイトにてご確認ください。

→https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html

3. 「高等教育の修学支援制度」 支援を受ける際の注意点①

- ・ 毎年支援区分が変動する可能性がある

⇒ 毎年家計状況に応じて支援区分の見直しが行われます。

前年の家計状況が10月からの支援区分に反映されますので、支援区分が上下したり、支援が停止することもあります

- ・ 学業成績によって支援が打ち切られる可能性がある

⇒ 毎年度末に、学業成績が確認されます。学業成績が振るわない場合には、支援の打ち切りや、支給済みの奨学金・授業料の返還を求める場合があります。

(短期大学の学生は、半期ごとに確認をします。)

※事例：卒業延期(留年)が確定した、授業への出席率が5割以下であること 等

3. 「高等教育の修学支援制度」 支援を受ける際の注意点②

- ・『給付奨学金』と『貸与奨学金の第一種奨学金』を併給する場合、金額が調整される

※例：給付と第一種月額4万円で申請し、その後両方採用となった場合

⇒ 第一種奨学金は0円、給付奨学金の月額のみ振込される (ただし第Ⅲ区分は下記の表の金額が振込される)

併給調整の結果、『第一種奨学金』が「0円」となった場合でも、奨学生としての資格は継続されていますので、『給付奨学金』の金額に変動があった場合は、振込が再開されます。

※例：10月の支援区分見直しにより給付対象外となった場合

⇒ 給付奨学金は0円、第一種奨学金が毎月4万円振込される

給付奨学金支援区分	調整後の第一種奨学金月額	
	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	0円	0円
第Ⅱ区分	0円	0円
第Ⅲ区分	大学：21,700円 短大：22,900円	大学：19,200円 短大：17,400円

4. 『貸与奨学金』：種別と貸与月額⇒貸与奨学金案内 p.6~7

※『**第一種奨学金**』と『**第二種奨学金**』の併用・併願で申し込むことが可能

一例：『第一種』と『第二種』の両方の貸与を希望(併用)

『第一種』が不採用の場合、『第二種』を希望(併願)

種別	貸与月額	
第一種奨学金(無利子)	自宅通学	20,000円、30,000円、40,000円、54,000円(短大生は53,000円)
	自宅外通学	20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、64,000円(短大生は60,000円)
第二種奨学金(有利子)	20,000円~120,000円(10,000円単位で選択可能)	
入学時特別増額貸与奨学金	100,000円~500,000円(100,000円単位で選択可能)	

※『入学時特別増額貸与奨学金』は、日本政策金融公庫の『国の教育ローン』を申し込み、融資を受けられなかった方に対して貸与されます。希望する場合は、まず、『国の教育ローン』の申し込んだ後、融資を受けられなかった旨の通知書を提出してください。→詳しくは貸与奨学金案内 p.31を確認

4. 『貸与奨学金』：申込資格⇒貸与奨学金案内 p.9～16

以下基準を満たすこと。詳細は、貸与奨学金案内を確認してください。

	「第一種奨学金」または「併用貸与」	「第二種奨学金」	貸与奨学金案内ページ
学業基準 (1年生)	<p>★高等学校又は専修学校高等課程最終2か年の成績平均が、3.5以上であること</p> <p>※高卒認定試験合格者等は、上表の基準を満たすものとしてみなされます。</p> <p>※上記を満たしていない場合であっても、次の①～③いずれかの条件に該当し、優れた成績を修める見込みがある等、大学から推薦された場合、上記基準を満たすものとしす。</p> <p>①生計維持者の2021年度の住民税が非課税(0円)である</p> <p>②生計維持者が生活保護を受給している</p> <p>③「社会的養護を必要とする人」(p.3参照)</p>	<p>次のいずれかに該当すること</p> <p>①出身学校又は在籍する学校における成績が平均水準以上と認められること</p> <p>②特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められること</p> <p>③学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること</p> <p>④高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記①～③のいずれかに準ずると認められること</p>	10
学業基準 (2年生以上)	<p>①本人の属する学科全体において上位1/3以内であること</p> <p>②上記の基準を満たさない場合であっても、生計維持者の住民税が非課税である者、生活保護受給世帯、社会的養護を必要とする者で、以下のア、イいずれかに該当する者</p> <p>※ア→特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること</p> <p>※イ→学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること</p>		
家計基準	<p>家計基準は、生計維持者(父母)の年収(給与収入の場合)、所得金額(給与以外の収入の場合)から特別控除額等を引いた金額(認定所得金額という)が、世帯人数ごとに収入基準額以下であることです。生計維持者については p.12～13を確認してください</p>		11～13
その他の基準	<p>過去に貸与を受けたことがある者、外国籍の者は条件により申し込みができない場合があります。</p>		9～10、15～16

4. 『貸与奨学金』：保証制度⇒貸与奨学金案内 p.22～26

『貸与奨学金』の利用には、人的保証・機関保証のどちらかの保証制度の選択が必要です。
いずれを選択した場合であっても、**奨学金返還の責任は学生本人にあります。**

人的保証	<ul style="list-style-type: none">・連帯保証人(原則 父母)と保証人(要件あり)に依頼・承諾が必要・返還の責任は本人にあるが、返還が滞った場合等、連帯保証人・保証人に督促・返還義務が生じます
機関保証	<ul style="list-style-type: none">・連帯保証人や保証人は不要・毎月の貸与月額は、<u>保証料が差し引かれた金額</u>→保証料目安：貸与奨学金案内 p.53-56・返還の責任は本人にあり、保証会社が代位弁済(代わりに返済)した場合であっても、本人は引き続き保証会社に対し返済義務を負う

※人的保証制度の連帯保証人・保証人には選任条件があります。→貸与奨学金案内 p.24-26

※人的保証から機関保証への変更は可能ですが、機関保証から人的保証への変更は不可。

機関保証へ変更した場合、貸与開始月にさかのぼって保証料を支払う必要があります。

4. 『貸与奨学金』 返還方式の選択(第一種) ⇒ 貸与奨学金案内 p.18,19
 利率の算定方法の選択(第二種) ⇒ 貸与奨学金案内 p.16,17

『第一種奨学金』は、**返還方式**を選択します。

返還方式	対象	保証制度	返還月額
所得連動返還方式	『第一種奨学金』のみ	機関保証のみ	前年の所得に応じて変動
定額返還方式	『第一種奨学金』 『第二種奨学金』	人的保証・機関保証 いずれも選択可	一定

『第二種奨学金』は、**利率固定方式・見直し方式**どちらかを選択します。

利率固定方式	貸与終了時の利率が返還完了まで適用	2022年3月貸与終了者の利率 0.369% (基本月額部分)
利率見直し方式	利率が5年ごとに見直されるため、返還額が増減する	2021年3月時点の利率 0.040% (基本月額部分)

4. 『貸与奨学金』:貸与終了後の返還について ⇒ 貸与奨学金案内 p.47～

『貸与奨学金』は返還が必要です！！

延滞すると・・・

- ・延滞金が発生(年5%)
- ・本人、連帯保証人等へ文書・電話で督促が届く
- ・個人信用情報機関へ登録される
(クレジットカードの利用制限・車や家のローンが組めなくなる等。
返還完了後も5年間情報は削除されません。)
- ・裁判所を通した法的措置 (給与や財産の差し押さえ)

返還が難しい場合の救済制度があります

在学猶予
(在学中に申請)

貸与終了後も在学する場合(進学含む)は、申請により返還が猶予されます。
申請を行わないと在学していても返還が開始され、口座の状態により自動的に延滞状態になることがあります。

減額返還
(貸与終了後に申請)

申請が認められると、毎月の返還額を減らすことができます。

返還期限猶予
(貸与終了後に申請)

申請が認められると、返還期限を延ばすことができます。

共通事項：採用後の手続きについて

①採用直後、②年に複数回、③毎年度末、⑤貸与終了時に手続きがあります。その他、適宜、学務課から連絡することがあります。

①採用直後(随時)	<ul style="list-style-type: none">採用書類の配布『返還誓約書』の提出(貸与のみ) 「返還義務を理解して借ります」という誓約	書類配布します (返還誓約書が期限内に提出されない場合、 全額返金の上、取消となります)
②年に複数回 (給付のみ)	<ul style="list-style-type: none">在籍報告 在籍状況や通学形態について定期的に報告する必要があります授業料免除継続願の提出 授業料免除を受けるために必要です	Webポータルにて 連絡します (期限内に手続きをしない場合受給期間の 短縮、支援の廃止等不利益が生じます)
③毎年度末 (12月～1月頃)	<ul style="list-style-type: none">継続申請・適格認定 「来年も奨学金を希望します」という申請 ※学業成績等により継続可否の判定が行われます。 ※認定結果により「廃止」の処置がとられることもあります	継続入力手続きを行い、その後 大学において学業成績による適 格認定を行い、継続可否の判定 を行います。
④毎年10月(給付のみ)	<ul style="list-style-type: none">家計基準による支援区分の見直し マイナンバーによる所得把握により、年に一度、区分が見直されます。採用時の 支援区分が継続するとは限らず、1年間、対象外になることもあります。	認定結果を郵送します
⑤貸与終了時の10月頃	<ul style="list-style-type: none">『返還確認票』等(貸与のみ)の交付 返還に向けて必要な手続きを案内します	書類を配布します

適格認定における学業基準について

- 標準修業年限で卒業できないことが確定した時点(留年等)で支援が打ち切られます。(給付・貸与共通)
- 修得単位数や成績状況、その他学修意欲状況により、「廃止」(支援の打ち切り)や「警告」(2年連続で受けると「廃止」)の措置がとられます。(給付のみ)

(例：2回連続してGPAが下位1/4の場合、廃止) 学修状況等が著しく悪い場合(修得単位数がほぼ無い等)、返還が必要になることがあります。(給付のみ)

共通事項：申込手順

申込要領一式の入手・必要書類の確認

取得に時間のかかる証明書等もありますので、必要な書類を必ず確認し、準備してください。



「スカラネット入力下書き用紙」「マイナンバー提出書」の作成

マイナンバー提出書に同封する証明書類も併せて準備してください。



申込書類の提出→給付奨学金案内 p.18、貸与奨学金案内p.30

- 『給付奨学金』 → 「給付奨学金確認書」、「振込口座通帳のコピー」、「自宅外通学証明書」、「在留カードのコピー」、「施設等在籍証明書」、「マイナンバーを提出できない生計維持者の課税証明書、およびマイナンバーに代わる提出書類(機構HP掲載)」、「生計維持者の海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書等(様式は機構HP掲載)」
※「給付奨学金確認書」、「振込口座通帳のコピー」は全員、その他は該当者のみ提出
- 『貸与奨学金』 → 「確認書兼個人信用情報機関の取扱いに関する同意書」、「振込口座通帳のコピー」、「在留カードのコピー」、「収入に関する証明書類」、「特別控除に関する証明書類」、「施設等在籍証明書」、「国の教育ローンの融資を受けられなかった旨の通知書」、「その他大学が指定する書類」
※「確認書兼個人信用情報機関の取扱いに関する同意書」、「振込口座通帳のコピー」は全員、その他は該当者のみ



インターネット（スカラネット）入力・マイナンバー提出書の郵送

※インターネット(スカラネット)を完了させてください。入力後1週間以内にマイナンバー提出書を専用封筒にて郵送

最後に・・・

日本学生支援機構の『奨学金』および『授業料の免除』は、学修意欲があるにもかかわらず、経済的に困難な学生が対象となる『奨学金制度』です。

授業への出席状況や、定期試験・レポート提出の結果による成績等で、奨学生としての資格があるかどうかを判断します。進級に必要な単位が修得できず「卒業延期(留年)」が確定してしまうと奨学金は「打ち切り」、「廃止」となります。在学中は学業に専念し、学業不振に陥ることがないよう、学生生活を過ごしてください。